

第三十九回国会 衆議院 災害対策特別委員会 議録 第十二号

昭和三十六年十月二十三日(月曜日)

午後零時二十二分開議

出席委員

委員長 濱地 文平君

理事 秋山 利恭君 理事 生田 宏一君

理事 永田 亮一君 理事 古川 文吉君

理事 坊 秀男君 理事 岡本 隆一君

理事 角屋堅次郎君 理事 下平 正一君

大倉 三郎君 金子 一平君

上林山榮吉君 岸本 義廣君

正示啓次郎君 谷垣 專一君

辻 寛一君 渡海元三郎君

早川 崇君 原田 憲君

前田 義雄君 宮澤 胤男君

保岡 武久君 石田 有全君

島本 虎三君 辻原 弘市君

中島 巖君 八木 一男君

内海 清君

出席國務大臣

厚生 大臣 灘尾 弘吉君

建設 大臣 中村 梅吉君

出席政府委員

大蔵政務次官 天野 公義君

文部政務次官 長谷川 峻君

文部事務官 福田 繁君

(管理局長) 農林政務次官 中馬 辰猪君

農林事務官 坂村 吉正君

(經濟局長) 通商産業政務次官 森 清君

中小企業庁長官 大堀 弘君

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長) 建設技官 山内 一郎君

(河川局長) 建設事務官 齋藤 常勝君

(住宅局長)

自治政務次官 大上 司君

十月二十三日

委員玉置一徳君辭任につき、その補欠として内海清君が議長の指名で委員に選任された。

十月二十日

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第六九号)

昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第七〇号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出第七一号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出第七二号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第七三号)

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出第七四号)

月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)

本日の会議に付した案件

昭和三十六年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者に対する資金の融通に関する特別措置法案(内閣提出第五二号)

昭和三十六年六月及び八月の豪雨による堆積土砂並びに同年六月、七月及び八月の豪雨による洪水の排除に関する特別措置法案(内閣提出第五三号)

昭和三十六年五月二十九日及び三十日の強風に際し発生した火災、同年六月の水害、同年九月の風水害又は同年十月二日鹿児島市に発生した火災に伴う公営住宅法の特例等に関する法律案(内閣提出第五四号)

昭和三十六年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案(内閣提出第五七号)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案(内閣提出第五九号)

昭和三十六年五月の風害若しくは水害、同年六月及び七月の水害、同年七月、八月及び九月の水害若しくは風水害又は同年八月の北米濃地震による災害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案(内閣提出第六三三号)

昭和三十六年五月、六月、七月、八月及び九月の天災についての天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用の特例に関する法律案(内閣提出第六四号)

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第六九号)

昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第七〇号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案(内閣提出第七一号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案(内閣提出第七二号)

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案(内閣提出第七三号)

昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、及び、昭和三十六年五月の風害、同年六

は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案(内閣提出第七四号)

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案(内閣提出第七五号)

〇濱地委員長 これより会議を開きます。

この際、去る二十日本特別委員会に付託になりました、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案、及び、昭和三十六年五月の風害、同年六

月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案、以上七案を一括議題とし、順次趣旨の説明を求めます。

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律において「私立学校施設」とは、私立の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。以下同じ。)の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備をいう。

2 この法律において「災害」とは、昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をいう。

(国の補助)

第二条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域(以下「被害地域」という。)における私立学校施設の災害の復旧に要する経費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その二分の一を補助することができる。

2 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第五十九条第三項から第六項までの規定は、前項の規定により補助する場合について

準用する。この場合において、同条第三項第三号及び第六項中「役員」とあるのは、学校法人以外の私立の学校の設置者については、「職員」と読み替えるものとする。

(経費の種目)

第三条 前条第一項に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費(買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費)及び設備費(以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(経費の算定基準)

第四条 前条に規定する工事費は、当該私立学校施設を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2 前条に規定する事務費は、前項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(私立学校振興会の業務の特例)

第五条 私立学校振興会は、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十一条第一項及び第二項の規定による業務を行なうほか、被害地域における学校法人同法附則第十一項の規定により民法

(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人を含むものとされる学校法人をいう。)以外の私立の学校の設置者に対する私立学校施設の災害の復旧に必要な資金の貸付業務を行なうことができる。

2 私立学校振興会法第二十五条及び第二十八条の規定は、前項の規定による貸付業務について準用する。

(都道府県への事務費の交付)

第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県知事が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に行なわれた被害地域における私立学校施設の災害の復旧についても適用する。

理 由

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設のすみやかな復旧を図るため、その復旧に要する経費に対する国の補助及び私立学校振興会の貸付業務に關し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の

風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

昭和三十六年五月の風水害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案

(定義)

第一条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定するものをいう。

2 この法律において「公立の社会教育施設」とは、公立の公民館、図書館及び体育施設(社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第四号に掲げる社会教育に関する施設である体育館、運動場、水泳プールその他政令で定める施設をいう。)をいう。

3 この法律において「災害」とは、昭和三十六年五月の風水害(当該強風に際し発生した火災を含む。)、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害をいう。(公立学校の建物等の災害復旧に対する国の負担)

第二条 国は、災害を受けた地域のうち政令で定める地域における公立学校の用に供される建物、建物以外の工作物、土地及び設備(以下「建物等」という。)の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、その四分の三を負担する。

(経費の種目)

第三条 前条に規定する経費の種目は、本工事費、附帯工事費(買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費)及び設備費(以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

は、本工事費、附帯工事費(買取その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買取費)及び設備費(以下「工事費」と総称する。)並びに事務費とする。

(経費の算定基準)

第四条 前条に規定する工事費は、当該公立学校の建物等を原形に復旧する(原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適当である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。)ものとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、災害によつて必要を生じた復旧であつて、公立学校の建物で鉄筋コンクリート造又は鉄骨造でなかつたものを鉄筋コンクリート造又は鉄骨造のものに、鉄骨造のものを鉄筋コンクリート造のものに改良して当該建物の従前の効用を復旧することを目的とするものは、この法律の適用については、公立学校の建物等を原形に復旧するものとみなす。

3 前条に規定する事務費は、第一項の規定により算定した工事費に政令で定める割合を乗じて算定するものとする。

(公立の社会教育施設の建物等の災害復旧に対する国の補助)
第五条 国は、災害を受けた地域の

うち政令で定める地域における公立の社会教育施設の建物等の災害の復旧に要する経費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その三分の二を補助することができる。

2 第三条並びに前条第一項及び第三項の規定は、前項の規定により補助する場合について準用する。この場合において、前条第一項中「公立学校」とあるのは、「公立の社会教育施設」と読み替えるものとする。

(都道府県への事務費の交付)
第六条 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部大臣の委任に基づいてこの法律の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(他の法律との関係)
第七条 この法律により国がその費用の一部を負担する公立学校の建物等の災害の復旧については、公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和二十八年法律第二百四十七号)による国の費用負担は、行なわない。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に行なわれた第二項又は第五項第一項の政令で定める地域における公立学校又は公立の社会教育施設の災害の復旧についても適用する。

理 由

昭和三十六年五月の風害、同年六

月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立学校等の建物等のすみやかな復旧を図るため、公立学校の建物等の災害の復旧に要する経費に対する国の負担及び公立の社会教育施設の建物等の災害の復旧に要する経費に対する国の補助に関し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に関する特別措置法案

1 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害(以下「第二室戸台風災害」という。)に係る小型漁船の被害が著しい都道府県で政令で定めるものが、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内において、当該都道府県に對し、その補助に要する経費(都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の二分の一を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める

小型漁船で第二室戸台風災害を受けたもの(沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。)を第二室戸台風災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船を漁業協同組合に建造させるため、国がこれに要する経費につき助成措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置法案

(市町村の支弁に対する国庫負担の特例)

第一条 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める市町村が当該災害のための予防事務に關して行なつた伝染病予防法(明治三十年法律第三十六

が、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案

(保護施設の災害復旧費に関する特例)

第一条 昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた政令で定める地域において当該災害により被害を受けた生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十条又は第四十一条の規定により設置された保護施設の復旧に要する費用については、同法第七十三条第三号中「四分の一」とあるのは「六分の一」と、同法第七十四条第一項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同法第七十五条第一項第二号中「二分の一」とあるのは「三分の二」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第七十三条、第七十四条第一項、第七十五条第一項又は同条第二項の規定を適用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費についての国庫の負担率等の特例を定める必要がある。これ

の規定により設置された児童福祉施設の復旧に要する費用については、同法第五十二条中「二分の一（第五十条第十号及び前条第一項第二号の費用中、母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、二分の一乃至三分の一）」とあるのは「三分の一」と、同法第五十四条中「四分の一（母子寮、保育所、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設及び身体不自由児施設の設備については、三分の一乃至四分の一）」とあるのは「六分の一」と、同法第五十六条の第二項中「四分の三」とあるのは「六分の五」と、同条第三項中「三分の二」とあるのは「五分の四」と読み替えて、それぞれ同法第五十二条、第五十四条又は第五十六条の第二項及び第三項の規定を適用する。

（身体障害者更生援護施設の災害復旧費に関する特例）
第三条 第一条に規定する地域において同条に規定する災害により被害を受けた身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第二項の規定により設置された身体障害者更生援護施設の復旧に要する費用については、同法第三十七条の二第三号中「十分の五」とあるのは「三分の二」と読み替えて、同条の規定を適用する。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害によつて生じた保護施設、児童福祉施設及び身体障害者更生援護施設の災害復旧費に関し、特別の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を含む。以下同じ。）に対し、国が母子福祉資金の貸付等に関する法律（昭和二十七年法律第三十五号。以下「貸付法」といふ。）によつて貸し付ける金額は、昭和三十六年度及び昭和三十七年度に限り、同法第十三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災害による被害を受けた者（以下「被災者」といふ。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

2 前項の都道府県が昭和三十八年三月三十一日までに被害者に貸し付けた金額が、当該都道府県が昭和三十六年度及び昭和三十七年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の四倍に相当する金額に満たないこととなつたときは、当該都道府県は、昭和三十八年度において、その満たない額の八分の一に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の四分の一に相当する金額を国に償還しなければならない。

3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、貸付法第十三条第一項の規定は、適用しない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

理 由
昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた者に対する貸付金の財源を確保するため、国が都道府県に貸し付ける金額の比率を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案
昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律案

（趣旨）
第一条 この法律は、昭和三十六年五月の風水害（当該強風に際し発生した火災を含む）、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害を受けた中小企業者について、その事業の再建に必要な資金（以下「再建資金」といふ。）の融通を円滑にするため、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の規定の特例を定めるものとする。

（定義）
第二条 この法律において「被害中小企業者」とは、次に掲げる者をいう。
一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、前条の災害を受けた中小企業者及び中小企業等協同組合その他の主として中小

規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体（以下「中小企業者団体」といふ。）
二 中小企業者団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの（保険価額）
第三条 中小企業信用保険法（以下「法」といふ。）第三条第一項の保険関係であつて、災害関係保証（昭和三十七年三月三十一日までに行なわれた被害中小企業者の再建資金に係る同項に規定する債務の保証をいう。以下同じ。）を受けた被害中小企業者に係るものについて、同条第一項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「昭和三十六年五月の風水害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に関する法律第三条に規定する災害関係保証（以下「災害関係保証」といふ。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、「その合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第五項中「債務の保証をしたときは」とあるのは「債務の保証をしたときは、災害関係保証及びその他の保証ごとに」と、同条第六項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」とする。

(保険金額及び保険金)

第四条 法第三條第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについては、同条第二項及び法第五條の規定の適用については、これらの規定中「百分の七十」とあるのは、「百分の八十」とする。

(保険料)

第五条 法第三條第一項の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての保険料の額は、法第四條の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月二十九日から適用する。

理由

昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の水害を受けた中小企業者に対する再建資金の融通を円滑にするため、再建資金に係る中小企業信用保険の増補率の引上げ及び保険料の引下げ等を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○濱地委員長 灘尾厚生大臣。

○灘尾國務大臣 ただいま議題となりました三件の厚生省関係災害特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず第一に、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた地域における伝染病予防費に関する特別措置

法案についてであります。この法律案は、災害地における防疫業務に要する費用及び伝染病院、隔離病舎等の災害復旧費につきまして、伝染病予防法の特例を設けて国の負担率を高め、都道府県及び市町村の負担を軽減しようとするものであります。

次は、昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた社会福祉事業施設の災害復旧費に関する特別措置法案についてであります。この法律案は、保護施設、児童福祉施設及び身体障害者更生援護施設の災害復旧費につきまして、都道府県、市町村、日本赤十字社、社会福祉法人等の負担を軽減し、それに応じて国の補助率を引き上げようとするものであります。

第三は、昭和三十六年六月及び八月の水害又は同年九月の風害を受けた都道府県に対する母子福祉資金に関する国の貸付けの特例に関する法律案についてであります。この法律案は、災害地の都道府県に対する母子福祉資金国庫貸付金の貸付率を引き上げ、被災母子家庭に対する貸付金の財源を確保しようとするものであります。

以上が厚生省関係災害特別措置法案の提案理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○濱地委員長 長谷川文部事務次官。

○長谷川政府委員 文部省関係の法案を御説明いたします。

今回政府から提案いたしました昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案について、提案の

理由及び内容の概要を御説明いたします。

今年五月に東北地方を襲つた強風とこれに伴ひ発生した大火による災害は、岩手県を初め地方的に著しい被害をもたらし、さらには六月下旬から七月上旬にかけての梅雨前線による災害及び九月の第二室戸台風による災害は、ほとんど全都道府県にわたつて、公立文教施設に著しい被害を与えております。

現在、公立学校の災害復旧につきましては、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の定めがあり、一般的には、この法律の適用により災害復旧の促進がはかられていますが、今年五月以降の災害につきましては、この法律の適用だけでは復旧がきつめて困難な状況と考へられます。また、公立の社会教育施設の災害復旧につきましては、現在のところ災害復旧に関する一般的な法律の規定がありませんので、被災した公立の社会教育施設の復旧は、さらに困難と考へられます。

従つて、今回の災害の復旧につきましては、国としては特別の措置を講じ、被災施設の早急な復旧をはかるべく、この法律案を提出いたしましたのであります。

次に、この法律案の内容の概略を申し上げます。

まず、この法律案は、昭和三十六年五月の風害、六月及び七月の水害または九月の風害による公立学校及び公立の社会教育施設の災害復旧について、政令で特に指定する地域につきましては、公立学校の建物等の災害に要する経費に対する国の負担割合を特に四分の三とし、公立の社会教育施設の

建物等の災害復旧に要する経費に對して國がその三分の二を補助することができるとしてあります。

第二に、経費の算定方法について、原形復旧を基準としてありますが、これが不適当な場合等においては、鉄筋造、鉄骨造でなかつたものを鉄筋造、鉄骨造等に改良して復旧することができるとしてあります。

このほか、用語の定義、経費の種類、都道府県への事務費の交付等所要の規定を設けてあります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願い申し上げます。

さらに、ただいま政府から提出いたしました昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由と内容の概要を御説明申し上げます。

六月及び七月の梅雨前線並びに九月の第二室戸台風による大阪、京都等の近畿地方その他の府県における被害は著しく、私立学校施設につきましても多大の損害を生じたのであります。政府といたしましては、そのすみやかな復旧をはかり、学校教育の円滑な実施を確保するために、これらの私立学校施設の災害復旧費について、国庫補助等の特別の措置を講ずる必要があると考へまして、この法律案を提出した次第であります。

次に、法律案の内容の概要を申し上げます。

政令で定める地域における私立学校施設の災害復旧に要する経費について、政令で定めるところによりその二分の一の国庫補助を行ふことができるとを規定したことであります。なお、この場合において、災害復旧のための工事費は、原形に復旧するものとして算定することとしたしておりますが、それが著しく困難または不適当である場合においては、従前の施設にかわるべき必要な施設をすることもこれに含めて算定することができるとしてあります。

第二は、私立学校振興会の業務の特例を設け、今回の災害を受けた私立の学校については、学校法人以外の者が設置する学校についても災害復旧に必要な資金の貸付を行ふことができることを規定したことであります。

なお、このほか、用語の定義、経費の種類、都道府県への事務費の交付等について、所要の規定を設けてあります。

以上がこの法律案の提案の理由と内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○濱地委員長 次に、福田管理局長より補足説明を聴取いたします。

○福田(警)政府委員 ただいま提案になりました公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案について、補足説明をいたします。

この法律案は、本則七条及び附則二項からなっております。

に、この法律にいう災害が、昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害または同年九月の風水害であることを規定しております。

第二条では、公立学校の建物等の災害復旧に対する国の負担割合を定めております。現行の公立学校施設災害復旧費国庫負担法は国の負担割合を三分の二としておりますが、本法律案ではこれを四分の三まで引き上げております。

第三条は、国の負担の対象となる経費の種目を列記いたしております。これは現行負担法と同じく、本工事費、付帯工事費、設備費及び事務費であります。

第四条は、工事費の算定方法を規定したものであります。これについて、現行負担法は、政令で定める基準までの原形復旧としておりますが、本法律案は、被災時の保有までの原形復旧を行なうものとして算定することとしております。また、公立学校の建物については、鉄筋作りまたは鉄骨作りでなかつたものを、鉄筋作りまたは鉄骨作りのものに改良して復旧する場合も、原形に復旧するものとみなしてあります。

第五条では、公立の社会教育施設の災害復旧に対する国の補助を規定いたしました。現在、公立の社会教育施設の災害復旧に対する国の補助等について、一般的に規定する法律がありませんので、本条において必要経費の三分の二を補助することといたしました。この場合の経費の種目、工事費の算定方法等につきましては、公立学校に關する規定を準用することとしてあります。

第六条は、都道府県への事務費の交付について規定したものであります。第七條は、現行負担法との関係について規定いたしました。本法律案の適用のある場合は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用がないことを明らかにしたものであります。

附則第一項は、本法律の施行期日を定めたものであり、公布の日から施行することとしてあります。

附則第二項は、この法律の施行前にすでに行なわれた災害の復旧についても、適用のある旨を念のため規定したものであります。

以上、この法律案の概要について御説明申し上げます。

次に、ただいま提案になりました私立学校施設の災害復旧に關する特別措置法案につきまして、若干補足説明をいたします。

条を追って御説明申し上げます。まず第一条では、用語の定義をいたしております。すなわち、この法律の適用の対象となる私立学校施設の範囲を定めるとともに、この法律にいう災害が、昭和三十六年六月及び七月の水害または九月の風水害であることを、いわゆる梅雨前線豪雨による災害と第二室戸台風による災害であることを規定しております。

第二条では、政令で定める被害地域における私立学校施設の災害復旧について、国が二分の一を補助することを定めてあります。ちなみに、今回の私立学校施設の被害は、関係府県からの報告によりますと、学校数は約六百校、被害総額は約四億七千万円に及んでおります。また、地域を定めますのは、被害のほなはだしい地域について

国が補助する趣旨であります。第二項は、国からの補助の場合の監督について、私立学校法の所要の規定を準用することとしたものであります。

第三条及び第四条は、国の補助の対象となる経費の種目及び算定基準について規定しております。経費の種目は、本工事費、付帯工事費、設備費及び事務費とし、経費の算定基準につきましては、工事費は原形復旧を建前としますが、原形復旧が著しく困難もしくは不適当な場合等においては、従前の施設にかわるべき必要な施設を設けること、いわゆる代替復旧を認めることを規定しております。また、設備費の算定基準と工事費に対する事務費の割合は、政令で定めることとしてあります。

第五条は、私立学校振興会が、私立学校施設の災害復旧につきましても、学校法人以外の設置者についても貸付業務を行なうことができることを規定したものであります。私立学校振興会は、私立学校振興会法によりまして、学校法人以外には貸付ができないことになっておりますが、災害復旧については特にこれを認め、その復旧を容易ならしめようとするものであります。

第六条は、都道府県知事に事務を委任する場合の事務費の交付について規定しております。

附則第二項は、この法律の施行前に行なわれた復旧工事についても適用がある旨を、念のため規定したものであります。

以上、この法律案の概要について御説明申し上げます。次に、中馬農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいま提案となりました昭和三十六年九月の第二室戸台風による災害を受けた漁業者の共同利用に供する小型の漁船の建造に關する特別措置法案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

去る九月、本邦に襲来いたしました第二室戸台風は、四国、近畿地方を中心に広範囲の地域に甚大な風水害をもたらしたのであります。これにより、水産業につきましても、漁船、漁港施設等八十億円をこえる被害をこうむつたのであります。中でも、沿岸漁業者の所有する小型漁船で甚大な被害を受けたものは約三千三百隻の多数に達し、しかも、その被害は地域的に集中して発生しているものであります。災害を受けた沿岸漁業者は、経営規模のきわめて零細な漁家であり、その漁家にとつて基本的な生産手段である漁船に被害のありますことは、その漁業経営と生活に対する甚大な打撃となると考えられます。従いまして、災害を受けた沿岸漁業者の漁業経営及び生活を維持していくためには、被害甚大な小型漁船の早急な復旧をはかることが最も必要なことであります。

しかしながら、沿岸漁業者の経済力は弱く、自力による復旧は、きわめて困難な実情にありますので、これに対する応急措置として、組合員が所有し、その漁業のため使用していた小型漁船の被害のほなはだしい漁業協同組合に対して、国等が特別の助成措置を講じ、災害を受けた沿岸漁業者の共同利用に供する小型漁船を建造させる必要があるものであります。

次に、この法律案について概略御説明申し上げます。

すなわち、この法律案は、第二室戸台風による小型漁船の被害が著しい都道府県を対象とし、その組合員の所有する小型漁船について一定数または一定割合以上が沈没、滅失その他著しい損害を受けた漁業協同組合が被害を受けた組合員の共同利用に供するため、小型漁船を建造する場合において、国は、予算の範囲内において、都道府県がその漁業協同組合に補助した経費の二分の一を補助することを内容としてあります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概略であります。何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○濱地委員長 森通商産業政務次官。

○森(清)政府委員 ただいま提案になりました昭和三十六年五月の風害、同年六月、七月及び八月の水害又は同年九月の風水害に伴う中小企業信用保険法の特例に關する法律案につきまして、提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

本年五月の三陸地方に起こつた強風による大火、六月の梅雨前線豪雨中、豪雨、七月及び八月の集中豪雨に引き続く九月の第二室戸台風は、中小企業者に対して甚大な被害を与えており、その急速な立ち直りをはかるためには、その事業の再建資金の融通の円滑化をはかることが刻下の急務であります。

特に、被災中小企業者がその事業の再建資金を金融機関から借り入れるのを容易にするため、被災地信用保証協会における保証態勢を急速に整備する必要がありますが、そのために

要があるものであります。

要があるものであります。

要があるものであります。

要があるものであります。

要があるものであります。

は、災害融資に關係する保証につきま
して、中小企業信用保険法による保険
機能の拡充をはかることが不可欠であ
ると考へる次第であります。

この法律案は、以上の趣旨に従いま
して、信用保証協会が被災中小企業者
の事業再建資金の借入れに關して行
なう信用保証について、中小企業信用
保険法の特例を定めることにより、そ
の金融の円滑化を促進するために必要
な事項を規定したものであります。

すなわち、第一に、被災中小企業者
の再建資金の借入れによる債務の保
証であつて、昭和三十三年三月末日ま
でに行なわれたものにかゝる中小企
業信用保険については、災害融資にか
かゝる額を別建てにより計算すること
とするものであります。

第二に、右のような保険におきまし
ては、てん補率を通常の七〇％から八
〇％に引き上げようとするものであり
ます。

第三に、右のような保険における保
険料率につきまして、通常年百分の三
以内でありますところを、年百分の二
以内において政令で定める率に引き下
げようとするものであります。

以上、この法律案の提案理由および
その概要を申し述べましたが、何とぞ
慎重御審議の上、御賛同あらんことを
お願い申し上げます。

○濱地委員長 これにて七案について
の趣旨説明は終わりました。
暫時休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後三時五十四分開議

○濱地委員長 休憩前に引き続き會議
を開きます。

昭和三十六年六月、七月及び八月の
水害又は同年九月の風水害を受けた中
小企業者に対する資金の融通に關する
特別措置法案外六件を一括議題とい
たします。

この際、お諮りいたします。

去る十日より審査中の昭和三十六年
六月、七月及び八月の水害又は同年九
月の風水害を受けた中小企業者に対す
る資金の融通に關する特別措置法案、
昭和三十六年六月及び八月の豪雨によ
る堆積土砂並びに同年六月、七月及び
八月の豪雨による洪水の排除に關する
特別措置法案、昭和三十六年五月の風
害若しくは水害、同年六月及び七月の
水害、同年七月、八月及び九月の水害
若しくは風水害又は同年八月の北米濃
地震による災害を受けた地方公共団体
の起債の特例等に關する法律案、及
び、昭和三十六年五月の風水害若しくは
水害、同年六月及び七月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは風
水害又は同年八月の北米濃地震による
災害を受けた農林水産業施設の災害復
旧事業等に關する特別措置法案、以上
四案について質疑を終局いたすに御異
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さう決しました。

○濱地委員長 ただいま質疑を終局い
たしました四件の法律案を一括して討
論に付します。

別に討論の通告もございませんの
で、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年六月、七月及び八月の
水害又は同年九月の風水害を受けた中
小企業者に対する資金の融通に關する
特別措置法案、昭和三十六年六月及び
八月の豪雨による堆積土砂並びに同年
六月、七月及び八月の豪雨による洪水
の排除に關する特別措置法案、昭和三十
六年五月の風水害若しくは水害、同年
六月及び七月の水害、同年七月、八月
及び九月の水害若しくは風水害又は同
年八月の北米濃地震による災害を受け
た地方公共団体の起債の特例等に關す
る法律案、及び、昭和三十六年五月の
風水害若しくは水害、同年六月及び七
月の水害、同年七月、八月及び九月の
水害若しくは風水害又は同年八月の北
米濃地震による災害を受けた農林水産
業施設の災害復旧事業等に關する特別
措置法案、以上四件の法律案を一括して
採決いたします。

右各案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○濱地委員長 起立議員。よつて、各
案はいずれも原案の通り可決いたしま
した。

○濱地委員長 この際、自由民主党、
日本社会党及び民主社会党の共同提案
にかゝる附帯決議が提出されておしま
す。その趣旨説明を求めます。角屋堅
次郎君。

○角屋委員 私は、この際、自由民主
党、日本社会党並びに民主社会党の三
派共同提案による附帯決議を提案いた
したいと思ひます。

まず最初に、昭和三十六年六月、七
月及び八月の水害又は同年九月の風水
害を受けた中小企業者に対する資金の

融通に關する特別措置法案に対する附
帯決議の案文を朗読いたします。

政府は今次災害における中小企業
者の被害の甚大なる実情に鑑み、特
に次の点に留意し、中小企業被災者
の立上りに万全を期すべきである。

一、災害融資に關する特別措置法案、昭和三十
六年五月の風水害若しくは水害、同年
六月及び七月の水害、同年七月、八月
及び九月の水害若しくは風水害又は同
年八月の北米濃地震による災害を受け
た地方公共団体の起債の特例等に關す
る法律案、及び、昭和三十六年五月の
風水害若しくは水害、同年六月及び七
月の水害、同年七月、八月及び九月の
水害若しくは風水害又は同年八月の北
米濃地震による災害を受けた農林水産
業施設の災害復旧事業等に關する特別
措置法案、以上四件の法律案を一括して
採決いたします。

二、災害救助法発動地域以外の中小
企業被災者についても本法に準じ
充分なる救済措置を講ずること。

第二は、昭和三十六年六月及び八月
の豪雨による堆積土砂並びに同年六
月、七月及び八月の豪雨による洪水の
排除に關する特別措置法案に対する附
帯決議の案文を朗読いたします。

政府は、今次災害における被害の
実情に鑑み、特に次の点に留意し、
堆積土砂及び洪水の排除の助成に万
遺憾なく期すべきである。

一、堆積土砂の排除にあたり、従来
特に論議の焦点になつたのは、個
人家屋等に流入した堆積土砂排除
の問題である。従つて本法適用に
あたり、被災地の実情に即し弾力
的な配慮をなすこと。

二、洪水排除の政令基準は本年度災
害の実態に即し緩和すること。

第三番といはしまして、昭和三十六
年五月の風水害若しくは水害、同年六
月及び七月の水害、同年七月、八月
及び九月の水害若しくは風水害又は同
年八月の北米濃地震による災害を受け
た農林水産業施設の災害復旧事業等に
關する特別措置法案に対する附帯決議の案
文を朗読いたします。

政府は、今次災害における農林水
産業施設の被害激甚なる実態に鑑

み、再度災害防止のため積極的に改
良復旧を行ないかつ災害復旧事業の
早期完成をはかることともに特に次の
事項に留意すべきである。

一、本法の補助率は伊勢湾台風の際
における特別法の補助率と異なる
補助率を採用しているが、今後農
業用施設及び農地幹線林道につい
ては十分の十を新設するより考慮
すること。

二、共同利用施設の損害評価につ
いては、災害復旧に支障のないよう
充分配慮すると共に今後事務所の
災害復旧助成を加えるよう検討す
ること。

三、開拓地における施設等の助成に
ついては被災開拓地の実態に即し
運用すること。

四、水産動植物の養殖施設に対する
助成については真珠産業等の重要
性に鑑み、実情に即して充分の配
慮をなすこと。

三法案の附帯決議は以上の通りであ
りますが、附帯決議の趣旨につきまし
ては、本特別委員会設置以来、それぞ
れ同僚委員から、各法案の審議の際に
真剣に討議された内容の問題でありま
すので、内容の趣旨説明についてはこ
れを省略いたします。

何とぞ皆様方の御賛同によつて満場
一致御可決あらんことをお願い申し上
げます。

○濱地委員長 これにて趣旨の説明は
終わりました。
これより採決いたします。
ただいま提案されました通り、各案
に対しそれぞれ附帯決議を付するに御
異議ありませんか。

○濱地委員長 御異議なしと認め、さ
より決します。

なお、字句の整理等の必要を生じま
した場合には、委員長に御一任願うことに御了承
願います。

○濱地委員長 なお、ただいま議決い
たしました各法律案に関する報告書の
作成等につきましては、委員長に御一
任を願いたいと存じますが、御異議あ
りませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さより決定いたしましたし
ます。

○濱地委員長 次に、昭和三十六年六
月及び七月の水害又は同年九月の風水
害を受けた私立学校施設の災害復旧に
関する特別措置法案、及び、昭和三十
六年五月の風害、同年六月及び七月の
水害又は同年九月の風水害を受けた公
立の学校等の建物等の災害復旧に関す
る特別措置法案について、質疑に入り
ます。

御質疑はございませんか。――なけ
れば、これより討論に入るのでありま
すが、別に討論の通告もございません
ので、直ちに採決に入ります。

昭和三十六年六月及び七月の水害又
は同年九月の風水害を受けた私立学校
施設の災害復旧に関する特別措置法
案、及び、昭和三十六年五月の風害、
同年六月及び七月の水害又は同年九月
の風水害を受けた公立の学校等の建物

等の災害復旧に関する特別措置法案を
一括採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

〔賛成者起立〕

○濱地委員長 起立総員。よって、両
案はいずれも原案の通り可決いたしま
した。

○濱地委員長 この際、自由民主党、
日本社会党及び民主社会党の共同提案
にかかる附帯決議がそれぞれ提出され
ております。その趣旨説明を求めま
す。辻原弘市君。

○辻原委員 ただいま委員長より発議
のごさいました三党共同提案にかかる
両案に対する附帯決議を朗読いたしま
す。

まず、昭和三十六年五月の風害、同
年六月及び七月の水害又は同年九月の
風水害を受けた公立の学校等の建物等
の災害復旧に関する特別措置法案に対
する附帯決議の案文を朗読いたしま
す。

一、政府は、この際「公立学校施設
災害復旧費国庫負担法」を根本的
に検討し、特に次の点については
これが整備を行なうよう努力する
こと。

1 被害激甚な災害については特
別法によらずとも、高率補助及
び改良復旧が行なえるよう措置
すること。

2 「公立学校施設災害復旧費国
庫負担法」第五条による原型復
旧に關し政令に定める基準等に
つき検討すること。

3 公立の社会教育及び体育に関

する施設の災害復旧について
も、これを恒久化すること。

二、被害激甚地以外の災害復旧につ
いても、改良復旧が行なえるよう
措置すること。

次に、昭和三十六年六月及び七月の
水害又は同年九月の風水害を受けた私
立学校施設の災害復旧に関する特別措
置法案に対する附帯決議の案文を朗読
いたします。

一、政府は速やかに私立学校につ
いての災害復旧に対する恒久立法に
つき検討をすすめること。

二、私立学校振興会による災害融資
については、貸付が円滑に行なえ
るよう、政府において適切な措置
を講ずること。

○濱地委員長 これにて趣旨説明は終
わりました。

これより採決いたします。ただいま
提案されました通り、それぞれ附帯決
議を付するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○濱地委員長 御異議なしと認め、さ
より決します。

なお、字句の整理等の必要を生じま
した場合には、委員長に御一任願うこ
とに御了承願います。

○濱地委員長 なお、ただいま議決せ
られました各法律案に関する報告書の
作成等につきましては、委員長に御一
任願いたいと存じますが、御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○濱地委員長 御異議なしと認めま

す。よって、さより決定いたしました。

○濱地委員長 この際、各附帯決議に
ついて、政府よりそれぞれ所見を聴取
いたします。森通商産業政務次官。

○森(清)政府委員 中小企業者の罹災
した方々に対する資金の融通に關する
特別措置法につきましては、皆様方の
慎重御審議の結果、本日満場一致可決
されましたことを、衷心からお礼申し
上げるものであります。

なお、附帯決議につきましては、そ
の御趣旨を尊重して努力いたすつもり
でございます。

○濱地委員長 中島農林政務次官。

○中馬政府委員 ただいま御採決いた
だきました農林水産業施設の災害復旧
事業等に関する特別措置法案に対しま
しては、大へんありがとうございます。

なお、ただいま附帯決議がございま
したけれども、この附帯決議の実現に
關しましては、十二分に検討いたしま
して、実現するよう努力いたしたい
と思ひます。

なお、洪水排除の政令基準は、建設
省と農林省の共管になっておりますけ
れども、私の方からお客を申し上げます
たいと思ひます。極力実情に合ひよう
検討を進めたいと存じます。

○濱地委員長 長谷川文部政務次官。

○長谷川政府委員 ただいま全会一致
をもって議決されました附帯決議につ
いては、先日の委員会を通じて、皆様
の熱心な御討論の中に、私たちがそう
いうことを考えておりましたので、政
府として一生懸命やってみようと思ひ
ます。

なお、この際、被害激甚地以外の公
立学校の復旧などにつきましては、改
良復旧は認められていますが、その実
情につきましては三分の二の補助を行な
うよりやっております。当然三分の一
についても起債などを行なうことも、
御了承願うておきたいと思ひます。

○濱地委員長 次会は、明二十四日午
前十時より理事会、十時半より委員会
を開会することとし、本日は、これに
て散会いたします。

午後四時三十三分散会

〔参照〕

昭和三十六年六月、七月及び八月の
水害又は同年九月の風水害を受けた
中小企業者に対する資金の融通に關
する特別措置法案(内閣提出第五二
号)に關する報告書

昭和三十六年六月及び八月の豪雨に
よる堆積土砂並びに同年六月、七月
及び八月の豪雨による洪水の排除に
關する特別措置法案(内閣提出第五
三号)に關する報告書

昭和三十六年五月の風害若しくは水
害、同年六月及び七月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北米震源地に
よる災害を受けた地方公共団体の起
債の特例等に関する法律案(内閣提
出第五九号)に關する報告書

昭和三十六年五月の風害若しくは水
害、同年六月及び七月の水害、同年
七月、八月及び九月の水害若しくは
風水害又は同年八月の北米震源地に
よる災害を受けた農林水産業施設の
災害復旧事業等に関する特別措置

法案(内閣提出第六三号)に関する報告書

昭和三十六年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第六九号)に関する報告書

昭和三十六年五月の風害、同年六月及び七月の水害又は同年九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案(内閣提出第七〇号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

昭和三十六年十月二十五日印刷

昭和三十六年十月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局